

# 阿南市わくわく移住支援事業補助金概要

## 1. 目的

阿南市への移住・定住の推進及び中小企業における人手不足の解消に資するため、徳島県と共同して実施する事業です。

## 2. 補助金の交付対象者要件

1 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)~(4)までのいずれかの要件を満たすこと。

(1) 移住等に関する次の要件の全てに該当すること。

<移住元について>

- 阿南市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していた又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)
- 阿南市に住民票を移す直前に、継続して1年以上、東京23区内に在住していた又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算日とすることができる。)

<その他>

- 平成31年4月26日以降に本市に転入したこと。
- 補助金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。
- 補助金の申請日から5年以上、阿南市に継続して居住する意思を有していること。
- 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

## 2. 補助金の交付対象者要件

- 日本人であること又は日本国籍を有しない者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
  - 「みんなでリスタート！徳島移住促進支援金」の給付を受けていない者で、今後も受ける予定がないこと。
  - その他徳島県又は阿南市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就職に関する次の要件の全てに該当すること。
- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
  - 就業先が、移住支援金対象法人(県要領に規定する移住支援金対象法人)であること。
  - 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
  - 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人に就業していること。
  - マッチングサイトに移住支援金対象法人の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降に応募したものであること。
  - 当該就業先に、補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
  - 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) 本事業における関係人口に関する次に掲げるアの要件を満たし、かつイ又はウに該当すること。
- ア 本市に転入した日から起算して6か月前までに「EARTH SHIP CREW ANAN」登録制度実施要領第1条に規定する「EARTH SHIP CREW ANAN」として登録していること。
  - イ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除き、徳島県内に本社や営業所等の事業拠点を有する企業に就業すること。
  - ウ 個人事業主については、阿南市内での営業又は営農等の実態を確認できる書類を提出すること。

## 2. 補助金の交付対象者要件

(4) 創業に関する次の要件に該当すること。

- 徳島県が県要領に従い実施する創業支援事業に係る創業支援補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

2 2人以上の世帯の申請をする場合は前項の要件に加えて、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- 申請者を含む2人以上の世帯員が補助金の申請時において、同一世帯に属していること。
- 申請者を含む2人以上の世帯員全てが、平成31年4月26日以降に転入していること。
- 申請者を含む2人以上の世帯員全てが、補助金の申請時において、転入後1年以内であること。
- 世帯員全てが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

## 3. 補助金額

2人以上の世帯の申請の場合には**100万円**、単身の申請の場合には**60万円**とする。



## 4. 交付申請の方法

申請者は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに補助金交付申請書と、次に掲げる関係書類を添付し、提出すること。

### 補助金交付申請書（様式第1号）

+

全員必須	<ul style="list-style-type: none"><li>① 写真付き公的身分証明書又はその写し（本人確認できる書類）</li><li>② 移住元の住民票の除票の写し又は戸籍の附表の写し等移住元での在住地、在住期間を確認できる書類（世帯の申請をする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員のもの）</li><li>③ 移住先の住民票の写し（世帯の申請をする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員のもの）</li><li>④ 補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び講座名義人名が確認できるものに限る）</li></ul>
就職に関する要件で申請する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 就業証明書（様式第2号）</li></ul>
関係人口に関する要件で申請する場合	<p>&lt;就業した場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 就業証明書（様式第2号）</li></ul> <p>&lt;個人事業主の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 営業又は営農等の実態を確認できる書類（開業届等）</li></ul>
創業支援事業に関する要件で申請する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 徳島わくわく創業支援事業補助金交付決定通知書の写し</li></ul>

## 4. 交付申請の方法

申請者が日本国籍を有しない者である場合	○ 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの
本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していた又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤）をしていた場合	<p>&lt;雇用保険の被保険者であった場合&gt;</p> <p>○ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類</p> <p>&lt;法人経営又は個人事業主であった場合&gt;</p> <p>○ 開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書等移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類</p>

## 5. 報告及び立入検査

- 1 被交付決定者は、補助金の申請日の属する年度から5年後の年度末までは、毎年3月中に現況届(様式第6号)と住民票の写しを提出する。
- 2 就職に関する要件に基づく補助金の被交付決定者は、補助金の申請日から1年を経過した後に、就業証明書(様式第2号)を提出する。
- 3 被交付決定者が、補助金の交付の申請日から5年を経過するまでに、次に掲げる要件の全てに該当する転出をする場合は、一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市町村へ転出することの証明書(様式第7号)を提出する。
  - (1) 勤務先の変更、転勤、出向、研修その他特別な事情による転出であること。
  - (2) 1ヶ月以上1年以内の転出であること。
  - (3) 転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること。

## 5. 報告及び立入検査

- 4 補助金の申請日から5年を経過するまでは、被交付決定者が、本市から転出しようとする場合(前項に規定する転出を除く)は、転出報告書(様式第8号)を提出しなければならない。なお、本市から転出後、更に県内他市町村に転出する場合も、以後転出の度に同様とする。
- 5 移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告および立入検査を求めることができる。

## 6. 交付決定の取消し及び返還

- 1 被交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳島県及び阿南市が認めた場合はこの限りではない。
  - (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は補助金の交付額の確定を受けたとき。
  - (2) 補助金の申請日の翌日から起算して5年を経過する日以前に徳島県から転出したとき。ただし、前条③の規定による転出の場合は、この限りではない。
  - (3) 補助金の申請日の翌日から起算して1年を経過する日以前に、申請時の就業先を退職したとき。
  - (4) 創業支援補助金の交付決定を取り消されたとき。
  - (5) 報告の書類を提出しないとき又は提出した書類に虚偽の内容が含まれていたことが明らかになったとき。
  - (6) 報告又は立入調査の求めに応じないとき。

## 6. 交付決定の取消し及び返還

2 交付決定を取り消したときは、交付決定取消決定通知(兼返還命令)書(様式第9号)により、その旨を被交付決定者に通知し、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、相当の期限を定めて次の区分に応じ補助金の全額又は半額の返還を命ずる。

### (1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をしたとき。

イ 補助金の申請日の翌日から起算して3年を経過する日以前に徳島県から転出したとき。

ウ 補助金の申請日の翌日から起算して1年を経過する日以前に補助金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 創業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。

オ 本市から求められた報告若しくは立ち入り調査に応じないとき。

### (2) 半額の返還

補助金の申請の翌日から起算して5年を経過する日以前に徳島県から転出したとき。(前号イに掲げる場合を除く。)

## 7. Q&A

<Q1> 条件不利地域はどのような地域ですか？

<A>

東京都: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県: 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県: 山北町、真鶴町、清川村



## 7. Q&A

<Q2> 就職に関する要件にある、移住支援金の対象となるマッチングサイトとはどのようなものがありますか？

<A>

徳島県が管理している就職情報支援サイト「ジョブナビとくしま」が対象のマッチングサイトになります。対象の法人は、「ジョブナビとくしま」内の移住支援金対象法人一覧にてご確認ください。

<Q3> 関係人口の要件にある「EARTH SHIP CREW ANAN」はどういった制度ですか？

<A>

海洋環境の保全・美化活動及び環境啓発・教育活動、並びに、本市が推し進める「阿南SUPタウンプロジェクト」に関する各事業に対して継続的且つ多様に関わる県外者居住者を「EARTH SHIP CREW ANAN」として登録し、阿南市、市内の移住支援団体、民間企業等と連携のもと、持続可能な社会づくりを実現するとともに、地域経済の活性化等につなげていくことを目的とした制度です。

<Q4> どのような人が登録できますか？

<A>

県外在住の方で、次に掲げる取組みの内、2つ以上に参加する意思のある方が登録できます。

- (1) 市及び市と連携する移住支援団体等が主催する海岸・河川の清掃・美化活動
- (2) 「阿南SUPタウンプロジェクト」において実施するイベント等の運営サポート。
- (3) エコバッグ、マイボトル等の使用及び普及推進など、環境に配慮したライフスタイルの実践。
- (4) 第1号の活動内容及び「阿南SUPタウンプロジェクト」の推進に関する情報発信。



## 7. Q&A

<Q5> 登録するにはどうしたらいいですか？

<A>

登録を受けようとする方は、阿南市ホームページにある「EARTH SHIP CREW ANAN登録申請書(様式第1号)」と「取組計画書(様式第2号)」をふるさと未来課に提出いただくか、「阿南市電子申請サービス」にてお申込みください。

<阿南市電子申請サービス>

<Q6> 特典はありますか？

<A>

登録すると、ESCA登録証及びESCAカードを郵送いたします。また、市内に来られた際に、加盟店・企業等にESCAカードを提示すると、様々な特典サービスが受けられます。



<Q7> 創業に関する要件はどのようなものですか？

<A>

公益社団法人とくしま産業支援機構が実施する創業支援補助金(R5「わくわくスタートアップ支援補助金」)において、交付決定を受けて1年以上の方が対象です。創業支援補助金については、公益社団法人とくしま産業支援機構ホームページなどをご確認ください。

①と②の両方に該当すること

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上  
東京23区内に在住していた または  
東京圏(※1)から東京23区に通勤(※2)
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上  
東京23区内に在住していた または  
東京圏から東京23区に通勤(※3)

<就業>

徳島県の移住支援金対象として  
マッチングサイトに掲載している  
求人に就職  
(その他条件あり)

<起業>

徳島県が定める創業支援事業  
補助金の交付決定を受けてから  
1年以内

<関係人口>

- ・転入する6ヶ月前までに  
「EARTH SHIP CREW ANAN」  
に登録
- ・徳島県内又は阿南市内で就業か  
起業

※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。(条件不利地域等を除く)

※2 雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

※3 東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。

## 参考 移住元パターン

	10年前	9	8	7	6	5	4	3	2	1年前	可否	補足
①10年のうち直近5年間23区在住	← 大阪市在住					→ 23区在住					○	
②10年のうち直近4年間23区在住	← 大阪市在住					→ 23区在住					×	5年以下のため
③10年のうち直近1年を含む5年間23区在住	← 23区在住					→ 大阪市在住					○	
④10年のうち5年以上23区在住だが直近ではない	← 23区在住					→ 大阪市在住					×	直近でないため
⑤10年のうち直近1年を含む5年間23区在住+勤務	← 横浜市在住・23区通勤					→ 大阪市在					○	
	← 23区在住					→ 横浜市在住・23区通勤						
⑥10年のうち5年間条件不利地域以外から23区へ通勤	← 八王子市在住/八王子へ通勤					→ 八王子市在住/23区へ通勤					○	
⑦10年のうち10年間条件不利地域以外に在住23区以外に通勤	← 八王子市在住/八王子へ通勤										×	23区以外への通勤のため
⑧10年のうち10年間23区へ通勤だが、条件不利地域に在住	← 鴨川市在住（東京圏条件不利地域）在住/23区へ通勤										×	条件不利地域のため
⑨10年のうち10年間23区へ個人事業主として通勤	← 川崎市在住/23区へ個人事業主として通勤（雇用保険外）										○	事業主の証明が必要
⑩10年のうち10年間23区へつうきんだが雇用保険の対象外（アルバイト等）	← 川崎市在住/23区へ通勤（雇用保険に入っていないアルバイト）										×	雇用保険外のため
⑪10年のうち4年間条件不利地域以外から23区に通学+通勤	← 大阪市在					→ 横浜市在住・23区の大学に通					○	大学卒業後23区への就業が必要
⑫10年のうち4年間条件不利地域以外から23区に通学+直近1年23区在住だが区内への勤務なし	← 横浜市在住・23区の大学に通					→ 大阪市在					×	大学卒業後23区への就業していないため